現代哲学のはるかなる地平へ

松田 純

1 既製のヘーゲル像の解体

加藤尚武著作集第1巻の冒頭に置かれた『ヘーゲル哲学の形成と原理』（一九八〇年）以来、著者は形成史研究を通じて、〝壮大な体系の完成者ヘーゲル〟という虚像を打破してきた。「文章はいつも殴り書き」で、「せっかくのアイデアを何も完成しなかった哲学者」（1巻三二四頁）というヘーゲルの実像を白日の下にさらしてきた。

学会などでのヘーゲル哲学に関する発表では、「ヘーゲル・テキストという裸の王様の前で」誰もがわかったふりをして、まるで「こんにゃく問答」をしているような光景が繰り返されてきた（5巻四一〇頁）。これに対して、著者の研究スタイルは、難解なヘーゲル用語を分かりやすい言葉に置き換えることを特徴としている。

そのために著者が試みたのはヘーゲルの用語例を集める作業である。最初はカードやノートでの記録であったと思うが、コンピュータ時代になると、OCR（文字認識）技術でヘーゲル全集をすべてスキャンし、ヘーゲル・データベースを構築した。全用例をしらみつぶしに調べ上げ、前後の文脈から意味を確定していくという地道な作業である。これによって他の哲学者とは違うヘーゲル独特の言葉遣いの意味を明らかにしてきた。

例えば、「即自」と訳されるan sichは、「そもそも、もともと、ありのままで、まるごと」「自分が自分の側についている」という意味。「対自 für sich」は「他から切り離して単独で」という意味（2巻四二八頁以下）。「絶対的とは全体的な循環構造の結果が単純体となったときにつけられる言葉」（3巻三六二頁）。「絶対的なもの・絶対者」とは、他に依存することなく自分自身が自己の存在の原因であり結果である自己原因者、「終末になって初めてそれが真にそうであるところのもの」（同三四一頁）。「理念というのは現実的な多様性がひとつの普遍的な概念に束ねられているという事態」（同三六二頁）などである。このように日常語に近い日本語に言い換えることで、日本のヘーゲル学は「こんにゃく問答」を脱して、地に足がついたものになってきた。

用語例からのアプローチで特記すべきことは、ヘーゲル自筆の全原稿の中から弁証法の全用語例を書き出すという作業である。その結果、ヘーゲルの自筆の「弁証法」という用語例はわずか約

三〇〇例に過ぎないことが判明した。この数字だけでも、「弁証法的論理学体系」という構想がヘーゲルにはなかったことが証明されたと著者は述べている（『子育て論から、平和論までの長い倫理学』『季刊 未来』五九九号四頁、以下、『未来』と略）。第5巻にはイェナ時代の「弁証法」の全用例の解明がなされている。本著作集がほぼ完結後に発表された「大論理学の弁証法全用語例」（『ヘーゲル論理学研究』第二五号、二〇一九年）には、ヘーゲルには「自分の弁証法」という意識がなく、むしろ「弁証法」の用例が指し示しているのは、プラトン、ゼノン、カントなどの「彼らの弁証法」であったことが示された。「自らの」弁証法的体系を維持させようという意識はヘーゲルにはなかった。「私の狙いはヘーゲル弁証法に関連する二〇〇年間の不毛な論争を一掃することである」と著者は述べている。著者のライフワークの一つである「弁証法」の全用例調査によって、「弁証法の哲学者ヘーゲル」という虚像が崩壊した。

さらに特記したいのは『法・権利の哲学』の解読である（第3巻 ヘーゲルの社会哲学）。『法哲学』第一部の「抽象的な権利」（邦訳では「抽象法」）は砂を噛むような味気ない叙述だ。それよりも家族、市民社会、国家の章についての研究が盛んに行われてきた。ヘーゲルの不朽の功績とされる「市民社会」概念や、マルクスを先取りすると思われる「欲求の体系」、「賤民」の発生、職業団体などが好んで取り上げられてきた。第一部「抽象的な権利」にフォーカスした研究はほとんどなかった。「ヘーゲルの『法』の哲学」は「抽象的な権利」の核心的意義を解明し、「この部分こそヘーゲルの哲学的著作の中で最も優れたもの」（3巻四一九頁）として、その歴史的な革新性を明らかにした。

『法哲学』は個人の権利→道徳→人倫（家族・市民社会・国家）の順番で書かれているが、この構成を見て、実在するのは個体であり国家はその集合にすぎないと理解したら大間違いである。個体から出発して国家に到達するという叙述の順序は、存在の順序と逆になっている。市民社会の中で所有物の譲渡や商品交換が繰り返され、その中で、個人の人格と所有がたえず繰り返し相互に承認され、初めて個人の権利は実在するようになる。個人の権利という抽象に現実性を与えているのは、市民社会の中での経済活動とそれを統制する国家の司法である。これらの意義が解明され、一見味気ないと思われた抽象的権利の意義が解明された。

道徳、倫理、権利、法律などは人間が社会生活をする上で不可欠なものとして作られてきた。ヘーゲルの「抽象的権利」論は、人間が社会的な生物として、存在からたえず当為を産出してきたことを示している。このような読み取りを著者は進化倫理学にまで結びつける。ウィルソンは『社会生物学』の中で「道徳を哲学者の手から……取り去って生物学に委ねるべき時期が到来した」と述べたが、この問いかけに応えるためには「カント主義と分析哲学を投げ捨ててヘーゲルの抽象法から歩み始めなければならない」と大胆な提起を著者は行っている（3巻四二三頁）。近年の進化倫理学のめざましい発展は哲学・倫理学分野ではあまり真剣に受けとめられてこなかったが、著者はヘーゲル抽象法の解読は生物学領域からの倫理研究を真摯に受けとめることを促していると言う。おそらくこれが著者の最新の思想的境地であろう。

ヘーゲル抽象法の解読はさらに、マルクス『資本論』の叙述方法との関係や、生命倫理学分野への影響（後述）など広範な射程を持っている。

2 根源的（ラディカル）な応用倫理学

著者が応用倫理学という新しい学術分野を日本に定着させた第一人者であることは改めて言うまでもない。「応用倫理学」という名称には、既定の原則をさまざまな主題に「応用する」というイメージがつきまとう。既成の倫理学説や倫理原則が不動のものとしてあり、それを生命の領域に応用し「生命倫理学」や「医療倫理学」、環境問題に応用し「環境倫理学」が成立するというイメージである。しかし、代理母、クローン人間、サイボーグ人間、ゲノム編集による人間の設計など、これまで人類が経験したことのなかった問題に直面し、従来の倫理学の在庫調査をしても答が見つからないという状況の中で、従来の学説や原則が根本から問い直される。その意味で原論と応用分野との逆転現象が起きている。倫理学原論が中心で応用倫理学は周縁的（マージナル）な領域なのではない。「応用倫理学こそが哲学の根源性を担っている」（4巻六二頁）。著者は、応用倫理学の主題が根源的な問題となって「周辺と中心の関係が逆転してしまった」（4巻一三六頁以下）と表現している。

「私は必ずしもヘーゲル学者として生命倫理学を研究しているのではなくて、ヘーゲルを捨てて生命倫理学を推進しているという面もある」と著者は言う（13巻四四五頁）。この面は『バイオエシックスとは何か』（一九八六年）など生命倫理学に関する先駆的な初期の業績には当てはまるかもしれない。しかし、例えば「方法としての人格」（9巻）は、生命倫理学全般に通じる根本問題を、先に述べたヘーゲルの「人格」概念から考察している。生命倫理学では「自己決定権」が重視されるが、自己決定権とは、もともとは自分の所有物に対する随意処分権であった。ところが「自分のもの」の中に自分の身体や生命なども含まれるようになると、臓器提供、人工妊娠中絶、自死、安楽死などが自己決定権によって正当化される。だが、これは自由処分権の拡大解釈である（9巻四五一頁）。生命倫理学は人格権、プライバシー権を根拠に「中絶する権利」や「死ぬ権利」などを正当化してきたが、ヘーゲルの「抽象的権利」の洞察の結果は、こうした正当化の破綻を示している。

「自分の著作集が完結するということはわざと全体が見えないように作っておいた舞台装置を回して全体が見えてしまうようにしてしまうことである。生命倫理学、環境倫理学が表に出ている時には、ヘーゲル研究は陰に隠れているようになっていた」（『未来』二頁）と著者は告白しているが、人格、所有、尊厳といった生命倫理学のキーワードの分析では舞台裏が見えてしまっている。

3 「世界でいちばん長い歴史に対する倫理学」（『未来』七頁）

「現在世代は未来世代の生存可能性に対して責任がある」という、著者による世代間倫理の提唱は、相互性を原理とする従来の倫理学の限界を超えるものとして、新鮮な思いで受けとめられた。未

来世代の犠牲の上に資源を消費し環境を悪化させることは許されない。こうした言説はいまでは社会的にもかなり広まった。世代間倫理はしかし環境問題だけではない。持続可能性に関わる問題であり、文化や教育も大きなテーマである。本著作集第8巻「世代間倫理」は『子育ての倫理学――少年犯罪の深層から考える』『教育の倫理学』のほかに、関連する単行本未収録論文を収録している。

『子育ての倫理学』（二〇〇〇年）は刊行当時大きな話題になったが、その根底にある深い哲学的洞察は「子供の存在論」（一九九一年）の中にすでに示されていた。この中で著者は「母性剝奪」現象に注目している。例えば、サルを生まれてから八週間母親から切り離してふれあいなしに育てると、愛情能力の発達に重大な障害が生じる。サルに対して行うような実験を人間に対して行うことはできないが、例えば凶悪殺人を犯した犯人の生育歴などに「母性剝奪の期間」を窺わせるものがある。これは生後の養育環境によるものであるから後天的なものである。しかし生後のある一定期間に刷り込まれたものは固定化される。後から教育によって改善しようと努めても、どうしても改まらない。これを著者は、「後天的な性質ではあるが、先天的であるのと同じくらい恒常的」と捉える（8巻三四〇頁）。子宮内と生後〇歳から三歳までの環境は遺伝と同じくらいの強い影響力をもつという。

遺伝か環境かではなく、両者の中間にこうした「刷り込み（インプリンティング）」を置き、遺伝、後生、環境（文化）の三元論でとらえることを著者は提唱している。後生は「エピジェネティクス」として現代遺伝学で盛んに研究されている仕組みである。

これは「DNA配列に依存しない遺伝」「インプリンティング遺伝子」などとも呼ばれ、環境の記憶が次世代に伝搬されるメカニズムとして探索されている。「獲得形質は遺伝しない」ということれまでの常識が覆る可能性もある。

著者が幼時期の成育環境に関心を持ったのは、少年Aによる神戸殺人事件（一九九八年）などを遥かにさかのぼる。自身の幼なじみによる殺人事件やその犯人の家庭事情などから、そのような悲惨な事件がなぜ起きるのか、その理由を解明したいとずっと思い続けてきたと著者解題の中で明かされている（同四八二頁以下）。

後生的遺伝（エピジェネティクス）についての考察は教育論におさまらない。カントは「道徳法則はいわば純粋理性の事実として」ア・プリオリに与えられていると述べた。他方ロックは、誕生時に人間の精神は白紙状態（タブラ・ラサ）だと述べた。ア・プリオリかア・ポステオリかというドイツ流理性論とイギリス流経験論の対立という哲学史の定石に対して、著者は「後天的ア・プリオリ」という形容矛盾的な概念を対置する。それは、経験の結果でありながらまるで生まれる前から持っていた先天的な知識であるかのように思われるもの、経験に対して先導的な役割を果たす観念である。『哲学原理の転換――白紙論から自然的アプリオリ論へ』（二〇一二年、4巻）で、著者は二〇世紀後半の脳科学の進展がタブラ・ラサという経験論の間違いを確証した、英米の経験論vsヨーロッパ大陸の観念論という対立が崩壊し、経験に先立つアプリオリの知に再び光が当てられ、ヘーゲルの再評価が起こっていると指摘した。従来の哲学史の常識を根本的に打ち破る二一世紀哲学へのこの壮大な展望の根底に「子どもの存在論」の洞察がある。「子供の存在論は後天的ア・プリオリの秘密の鍵を握っている」（8巻三四六頁）。著者は幼年期の経験をずっと考え続け、脳科学、行動形態学、人類学、遺伝学、発達心理学など現代諸科学を総動員して幼児期の虐待とネグレクトが社会脳の後生的な発達障害の原因だという結論にたどり着いた（同四八四頁、四七〇頁）。このことが英米の経験論とヨーロッパ大陸の観念論の対立の崩壊という壮大な把握と結びついている。子育て・教育論という応用倫理学の一分野、哲学・倫理学原論からすればマージナルな領域での思索が哲学の根本的な理解を改めることにもつながっている。まさに「周辺こそが根源的」という著者の主張の好例と言える。

著者の専門分野は西洋哲学といえるが、東洋日本思想についても幅広い見識が示されている。第13巻におさめられた、仏教や熊沢蕃山、安藤昌益、西田幾多郎、南方熊楠などについての論考も注目される。とくに、西洋人は心身二元論で自然を破壊してきたが東洋人は違う、「西洋はダメ、東洋はヨイ」という鈴木大拙以来の偏見を批判している。これは日本の哲学史観や「近代の超克」論に対する批判にもつながる。

自然への介入をやめれば自然は元通りになるというような甘いものではない。〝優しい母なる地球〟というガイア仮説が地球生態系の自己調整力に幻想的な期待を抱かせてきたが、地球生命は生命に対してけっして優しくはないという新たな科学的知見が出されている（ピーター・D・ウォード『地球生命は自滅するのか?』）。「環境倫理学は『自然にお任せする』という意味での自然主義とは違う。自然全体を人間が責任をもって管理するという牧人の仕事をしなくてはならない」（『未来』七頁）。この意味での「新しい自然主義」が著者の基本的な立場である。

「この著作集には世界で一番長い歴史に対応する倫理学が書き込まれている」と著者は述べている（『未来』七頁）。全一五巻のごく一部にしか言及できなかったが、おびただしい数の貴重な示唆に富む本著作集を日本の哲学に与えられた「知の宝庫」として、さらに「後進に課せられた宿題」として受けとめたい。

『加藤尚武著作集』全15巻／内容

（A5版上製カバー装、税別）

第1巻	ヘーゲル哲学のなりたち	四五〇頁　五八〇〇円
第2巻	ヘーゲルの思考法	四七四頁　六八〇〇円
第3巻	ヘーゲルの社会哲学	四三六頁　五八〇〇円
第4巻	よみがえるヘーゲル哲学	四五四頁　五八〇〇円
第5巻	ヘーゲル哲学の隠れた位相	四九〇頁　六八〇〇円
第6巻	倫理学の基礎	四七二頁　五八〇〇円
第7巻	環境倫理学	四八〇頁　六八〇〇円
第8巻	世代間倫理	五〇二頁　七八〇〇円
第9巻	生命倫理学	四六四頁　五八〇〇円
第10巻	技術論	五二〇頁　七八〇〇円
第11巻	経済行動の倫理学	四七四頁　六八〇〇円
第12巻	哲学史	五三〇頁　七八〇〇円
第13巻	形と美	四八八頁　六八〇〇円
第14巻	平和論	四五四頁　六八〇〇円
第15巻	応用倫理学	四七四頁　六八〇〇円